

## ルバンガ事件—「子ども兵士」と女児の法的救済—

国際平和協力研究員（第10期生）

志茂雅子

### 要 旨

国際刑事裁判所（以下 ICC）は 2012 年 3 月に初判決を言い渡し、「子ども兵士」関連の罪でコンゴ民主共和国の軍閥の首領、トーマス・ルバンガ・ディロに有罪が宣告され、同 7 月に 14 年の禁固刑が決まった。ICC の初判決が「子ども兵士」関連の罪状であったことは、子ども兵士問題にとっては画期的なものであったが、その反面国際犯罪法上の「子ども兵士」関連条項の制限的な一面が問題として浮かびあがってくるものでもあった。

武装勢力に属す女児の多くは、非戦闘員としての役割を主に担っているため、国際犯罪法上の「子ども兵士」の定義からは疎外されてしまっている。特にコンゴ民主共和国のような国では、武装勢力に属す女児は、しばしば性的なサービス、家事労働、コマンドーの“妻”などの役割を強制されている。

その一方で性的暴力に関しては、1990 年代の国際的法廷において目を見張るほどの法的発展を遂げている。なかでも、シエラレオネ特別法廷は、現状の国際犯罪法の枠内ではありながら、子ども兵士を包摂的にとらえるアプローチを採用し、多くの女児に法的救済を提供した。これは現状の国際犯罪法において子ども兵士を包摂的に捉える画期的な前例と言えよう。

本論文では、ICC が武力勢力に属す女児に対し、法的救済を提供しえたのかどうかについて検証し、国際刑事裁判所のルバンガ事件の判決が国際犯罪法に対しどのような影響を与えたか、考察していく。

### はじめに

国際刑事裁判所（International Criminal Court、以下 ICC）により、2012 年 3 月 14 日にルバンガ事件（The Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo）の判決が出され、被告人ルバンガに有罪が言い渡された。本件ルバンガ事件は、コンゴ民主共和国（以下 DRC）事態（situation）にとって初めての判決であるだけでなく、ICC の初めての判決であり、大いに世間の耳目を集めている。

ICC が発行した初の逮捕状及び判決が「子ども兵士」に係る罪状であったこと、そしてそれらの罪状が「国際刑事裁判所に関するローマ規程」（以下、ローマ規程）を根拠に戦争犯罪として認められたことは、国際社会に子ども兵士問題の重要性を訴える強いメッセージとなったと評価されるべき点であろう。既にシエラレオネ特別裁判所において、「子ども

兵士」を利用することが戦争犯罪であり個人に重い刑罰が下されうるものとの慣習法の成立が確認されている<sup>1</sup>が、常設の国際刑事裁判所である ICC が「子ども兵士」に係る諸項目を重大犯罪として認めたことは、「子ども兵士」関連事項の戦争犯罪化を更に強固なものとしたと言える。

その一方で、ローマ規程において定義されている「子ども兵士」は、一般的に国連の会議等で使用されている「ケープタウン原則<sup>2</sup>」による広義の子ども兵士に比べ限定的である。特にローマ規程上の定義からは、武装集団に属し性的暴力の対象となっている多くの女兒が外れてしまうこととなり、本公判に対する批判の多くもここに集中している<sup>3</sup>。

本稿ではまず、子ども兵士の定義を国際犯罪法の観点から整理すると同時に、「ケープタウン原則」との比較を行う。そして、両者の定義のギャップを踏まえたうえで、国際法上の「子ども兵士」の定義から対象外となることの多い武装集団の女兒に関し、現行の国際犯罪法を使って如何に対処してきたか／或いはしてこなかったかを検討する。その際、女兒が被ることの多い性的暴力に対し、近年の国際的法廷が如何にアプローチしてきたかという点を主たる検証対象とする。そのうえで、今回のルバンガ事件において、そのような女兒を法的に救済する手立てはなかったのかどうか、そして法的に救済出来なかったことに対する影響について考察する。

## 1. 子ども兵士の定義

子ども兵士に関しては、国際人権法・人道法・犯罪法にそれぞれ関連条項がある（関連条約、条文については、文末表1を参照されたい。）国際人道法、人権法、犯罪法がそれぞれに影響しあって年齢や敵対行為への参加方法の規定が漸進的に発展していることが見てとれるが、ローマ規程は国際犯罪法であることから、ここでは国際犯罪法上の定義に注目する。

---

<sup>1</sup> Special Court for Sierra Leone, Appeals Chamber, Decision on Preliminary Motion based on Lack of Jurisdiction (Child Recruitment) 31 May 2004. para. 49-53.  
稲角光恵、「子ども兵士に関する戦争犯罪－ノーマン事件管轄権判決（シエラレオネ特別裁）」  
金沢法学, 48(1): A77-A107. 30 November 2005. p.89-92.

<sup>2</sup> UNICEF, Cape Town Principles and Best Practices-Adopted at the Symposium on the Prevention of Recruitment of Children into the Armed Forces and on Demobilization and Social Reintegration of Child Soldiers in Africa. 30 April 1997.

<sup>3</sup> Frulli, Micaela. Advancing International Criminal Law. *Journal of International Criminal Justice* 6 (2008.): 1033-1042.

Smith, K'Shaani O. *Prosecutor v. Lubanga: How the International Criminal Court Failed the Women and Girls of the Congo*. Howard University School of Law. Winter, 2011.

S áCout, Susana and Cleary, Katherine. The Importance of Effective Investigation of Sexual Violence and Gender-Based Crimes at the International Criminal Court. *Journal of Gender, Social Policy & the Law*. Volume 17, Issue 2. 2009.:339-359. 他

## (1) 国際犯罪法上の定義

### ①ローマ規程上の該当条文

ローマ規程では、「子ども兵士」関連の犯罪は、戦争犯罪を扱った第 8 条 2. (b)(xxvi)並びに同(e)(vii)に規定があり、紛争が国際的を有するものが前者、国際的性質を有しない武力紛争の場合には後者が適用されるが、両者に根本的な相違はない。ルバンガ事件は国際的性質を有しない武力紛争の為、後者の第 8 条(e)(vii) 「十五歳未満の児童を軍隊若しくは武装集団に強制的に徴収し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。」が適用される。特筆すべきは、ローマ規程は、「子ども兵士」を初めて戦争犯罪と明確に位置付けている点である。なお、ルバンガはこの条文上の罪状の全てにおいて有罪と認められた。

### ②国際的法廷における該当条文

1990 年代以降、国際刑事裁判所である旧ユーゴ国際刑事裁判所（以下、ICTY）、ルワンダ国際刑事裁判所（以下、ICTR）、並びに国内と国際の混合法廷であるシエラレオネ特別法廷（以下、SCSL）が設置されてきており、国際的法廷による国際犯罪法の発展が見られるようになった。但し、集団殺害や性的暴力が焦点となった ICTY と ICTR には子ども兵士に関する条項はない。その一方で、内戦中に子ども兵士の徴募や使用が大きな問題となっていたシエラレオネでは、シエラレオネ特別法廷規程第 4 条(c)で、「十五歳未満の児童を軍隊若しくは武装集団に強制的に徴収し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。」の規定があり、子ども兵士の徴募・使用の犯罪化に一步踏み出している。なお、この条文は上記ローマ規程の規定と全く同一の文言となっているが、ここでは戦争犯罪ではなく、「その他の深刻な国際人道法違反」の中の一項目として取り扱われている。

### ③国際犯罪法上の定義

従って、ローマ規程においても、シエラレオネ特別法廷規程においても、「子ども兵士」の条文は同一であることから、少なくとも国際的性質を有しない武力紛争の場合の「子ども兵士」関連の国際犯罪法上の定義は、「15 歳未満で徴募されるか、或いは 15 歳未満で敵対行為に積極的に参加をする者」となるだろう。

ここで、「敵対行為に積極的に参加 (to participate actively in hostilities)」とは、一体何を指すのか、そして誰が該当するのか理解しておく必要がある。即ち、15 歳未満でこの定義に当てはまる者が、国際犯罪法上の「子ども兵士」ということになるからである<sup>4</sup>。表

---

<sup>4</sup> 徴募の際 15 歳未満であった子どもたちも、当然国際犯罪法上「子ども兵士」に該当するが、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書 (Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of

1にあるように、国際犯罪法のローマ規程、シエラレオネ特別法廷規程以外の国際法の条文では「敵対行為に直接参加 (to take direct part in hostilities)」という文言となっており、国際犯罪法上で「直接」を「積極的」に変えたことにどういう意味はあったのだろうか。

例えばハップールドは、ローマ規程の設立準備委員会の交渉段階での議論を紹介し、直接 (direct) 参加及び積極的 (actively) 参加とはそれぞれ一体どこまでの範囲を指すかを検証している<sup>5</sup>。ローマ規定の草稿の脚注には以下のような但し書きがある。

「使用する」と「参加する」という用語は、戦闘に直接参加することと関連する軍事的な活動に積極的に参加することの両方をカバーする為に採用されている。戦闘に関連する軍事的な活動には、勧誘、スパイ、サボタージュや、子どもたちをおとり、伝令或いは軍事的な検問に使用することなどを指す。<sup>6</sup> (筆者訳)

即ち、ローマ規程の草案者及び交渉者は、「直接」参加より広い概念として「積極的」参加という文言を意図的に使用していることとなる。

もっとも、赤十字国際委員会のガイドラインでは、「直接」参加と「積極的」参加に差を設けておらず、同義と解釈していると同時に、「直接」参加に事実上上記の「戦闘に直接参加することと関連する軍事的な活動」を含め使用している<sup>7</sup>。いずれにせよ、この「積極的」参加には、直接戦闘員に加え、戦闘に直接従事はしていないものの、直接の戦闘に「関連する軍事的な活動」を行う者が含まれるとの解釈で一致しているものと考えられる。

その上で、ローマ規程の上記草稿の脚注には、「関連する軍事的な活動」には該当しない具体的な例があがっている。

「その(概念)は敵対行為に明白に関係していない活動は含まない。例えば、幹部の家庭で家事手伝いをしているスタッフを使って、飛行場に食事を運ばせたりするようなことは、含まれない。<sup>8</sup>」( ) は筆者)

これは、幹部の食事を用意することが、その幹部が直接的な戦闘を行うために必要な「関

---

children in armed conflict, 以下、武力紛争議定書)」では原則 18 歳に引きあがっている。

<sup>5</sup> Happold, Matthew. 'Child Recruitment as Crime under the Rome Statute of the International Criminal Court.' Social Science Research Network.p.7-17.  
[http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=979916](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=979916) (Accessed 3 September 2012)

<sup>6</sup> United Nations. A/CONF/183/2/Add.1, United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court. p.21. 14 April 1998.

<sup>7</sup> ニルス・メルツァー (訳: 黒崎将弘) 『国際人道法上の敵対行為への直接参加の概念に関する解釈指針』赤十字国際委員会駐日事務所 2012 年、p.26-28

<sup>8</sup> United Nations., p.21.

連する軍事的な活動」ではないということを表している。これらの定義や例示によれば、(幹部等が) 直接的な戦闘を行うために必要な関連する軍事的な活動には含まれない武装集団内の活動として、女兒が担うさまざまな役割が該当することになる。即ち家事労働や性的な奴隷、強制された結婚は当然「関連する軍事的な活動」に含まれないこととなる。

従って、国際犯罪法上の「子ども兵士」の定義は年齢と言う意味でも、また「敵対行為に積極的に参加」と言う点でも、武装集団に属する子どもが全て該当するわけではなく、限定的であることがわかる。

## (2) 「ケープタウン原則」

「ケープタウン原則 (Cape Town Principle and Best Practices)」は、1997年4月に南アフリカのケープタウンで開催された、「アフリカにおける武力集団による子どもの徴募防止と子ども兵士の動員解除と社会復帰に関するシンポジウム (Symposium on the prevention of recruitment of children into the armed forces and on demobilization and social reintegration of child soldiers in Africa)」で採択されたもので、ユニセフとNGOがその基準づくりに関わった<sup>9</sup>。その採択文書末に、文書中で使われた子ども兵士の定義について以下のように規定されている。

「(この文書における) 子ども兵士とは、いかなる種類の正規或いは非正規の武装集団や武装したグループにおいても、また家族以外の者に随伴するコック、ポーター、メッセンジャーの様なグループの者も含む如何なる形態であれ (当該武装グループに) 参加している 18歳未満の者を指す。この定義には性的目的や強制された結婚の為に徴募された女兒も含む。従って、(子ども兵士とは) 銃を現にかついでいたり、或いは銃をかついだ経験のある子どものことだけを指しているのではない。<sup>10</sup>」( ) 及び翻訳は筆者)

本原則は本来このシンポジウムで採択された文書で扱う子ども兵士を定義したものであったが、後に多くの国際会議や国連において子ども兵士の定義として使われるようになり、子ども兵士の一つの定義として「ケープタウン原則」と呼ばれるものとなっている。

この定義は現在のところ武装集団で属する子どもたちすべてを包摂的に定義したものであるが、強制力はなく、国際法の法制度整備の中で広く活かされているとは言えない<sup>11</sup>。

<sup>9</sup> ユニセフ、「子どもたちを戦争の道具にさせない!」、ライブラリー。

[http://www.unicef.or.jp/library/pres\\_bn2007/pres\\_07\\_10.html](http://www.unicef.or.jp/library/pres_bn2007/pres_07_10.html) (Accessed 18 October 2012)

<sup>10</sup> UNICEF, p.12.

<sup>11</sup> Gilbertson, Jordan A. Little Girls Lost: Can the International Community Protect Girl Soldiers? University of LA Verne Law Review Vol.29, 2008. p.239-240.

### (3) ローマ規程上の定義と「ケープタウン原則」

「ケープタウン原則」は、あくまでもシンポジウムで採択された「原則」である以上、法的拘束力はず、単なる規範にすぎない。おのずからローマ規程上の条文とは性質の異なるものである。しかし、敢えてここで「ケープタウン原則」を引用したのは、「ケープタウン原則」が、ローマ規程上の「子ども兵士」の定義に異を唱えるかたちで、ルバンガ事件の公判中にも引用されている事実があるからである。即ち、被害者女児の法律代理人が共同で提出した申請書<sup>12</sup>及び ICC の要請を受け法廷助言者 (*amicus curiae*) として文書を提出した子どもと紛争に関する国連事務総長特別代表の意見<sup>13</sup>の中に、ローマ規程の「子ども兵士」の定義から女児が疎外されていることに対する批判があり、その批判の根拠の一つとして同原則が引用されている。また、被害者に対する賠償の段階で、参考にする原則の一つとしても同原則が挙げられている<sup>14</sup>。

まずここではこの二つの定義を比較することによって、ルバンガ事件の判決で誰が「子ども兵士」に含まれ、誰が「子ども兵士」に含まれていないかを見ていきたい。

国際犯罪法即ちローマ規程によると、15歳未満で徴募されるか、或いは15歳未満で積極的に敵対行為をする者が「子ども兵士」に該当する。他方、包摂的な「ケープタウン原則」では、如何なる役割にも関わらず18歳未満で<sup>15</sup>何等かの武装集団に属す者全員が子ども兵士とみなされる。この二つの定義を念頭に子ども兵士を分類すると、以下のようになる。

- ① 徴募時に15歳未満、或いは現在15歳未満の“敵対行為に積極的に参加する”戦闘員
- ② 徴募時既に15歳以上かつ現在18歳未満の“敵対行為に積極的に参加する”戦闘員
- ③ 現在18歳未満で、“敵対行為に積極的には参加していない”者

まず①は、国際犯罪法上、「子ども兵士」と認められる子ども兵士である。②は一般的に国際法上で子どもとみなされる範囲(18歳未満)でありながら、国際犯罪法上は「子ども兵士」と認められない<sup>16</sup>。これは年齢の問題である。

---

<sup>12</sup> ICC, Trial Chamber I, Public Document: Joint Application of the Legal Representatives of the Victims for the Implementation of the Procedure under Regulation 55 of the Regulations of Court, 22.May.2009. para.26, 30.

<sup>13</sup> ICC, Trial Chamber I, Public Document: Submission of the Observation of the Special Representative of the Secretary General of the United Nations for Children and Armed Conflict pursuant to Rule 103 of the Rules of Procedure and Evidence. Annex A, 18 March 2008. para.24.

<sup>14</sup> ICC, Trial Chamber I, Public: Decision Establishing the Principles and Procedures to be Applied to Reparations. 7 August 2012. para.185.

<sup>15</sup> 児童の権利条約を始め、国連等で通常子どもは18歳未満を指すことから、本稿で単独で子ども、男児、女児の語を使用する場合は、基本的に18歳未満の者を指す。

<sup>16</sup> 表1、脚注4にあるように、武力紛争議定書においては、18歳未満を子ども兵士と認めているが、これは人権団体などによる分野横断的に子どもの年齢を18歳に統一する動きの反映である。(“Straight 18”については、Rosen, David.M Who is a Child? The Leal Conundrum of Child Soldiers. Connecticut Journal of International Law. 2009 Fall.

問題となってくるのが、③のカテゴリーで、(軍隊) 随伴者と呼ばれる子どもたちである。ここに分類される子どもたちは、家事労働などを行い、直接・間接的にも戦闘と全く関わっていないか、殆ど関わっていない。従って、徴募段階でも“兵士”の徴募とは言い難い場合も多く、特に、性的搾取を目的として武装集団に誘拐されてくる女兒も少なくない。従って徴募サイドからみても、敵対行為への参加という点から見ても、ローマ規程上の「子ども兵士」に該当しないと考えられる。

ルバンガ事件において、③に該当するのは殆どが女兒である。先の赤十字国際委員会のガイドラインによれば、軍事組織の中にいながらこのような随伴者は文民として扱われる<sup>17</sup>。多くの女兒たちは往々にして誘拐等強制的・半強制的な手段でルバンガが首領をつとめる Union des Patriotes Congolais /Forces Patriotiques pour la Libération du Congo (以下、UPC/FPLC) に連れてこられ、(軍隊) 随伴者として UPC/FPLC に同行させられている。家事労働の他、往々にして性的虐待を受けたり、強制的に上級司令官たちの“妻”とさせられる場合も多い。その結果、強いられた妊娠、強制的な墮胎等をさせられる女兒たちも決して少なくない<sup>18</sup>。確かにこれらの随伴者は、「ケープタウン原則」では子ども兵士に含まれるものの、ローマ規程上の「子ども兵士」には該当しないため、「子ども兵士」関連の条項を基にその徴募者、使用者の責任を問うことができない。これら子どもたちを国際的法廷では如何に扱ってきたのか。以下、見ていきたい。

## 2. 子ども兵士 (女兒) に対する国際的法廷での扱い

上記1. では、国際犯罪法と「ケープタウン原則」における子ども兵士の定義のギャップを検証した。ルバンガ事件では、ローマ規程第 8 条(e)(vii)の子ども兵士関連の罪状のみが基本的に争点<sup>19</sup>となったため、「ケープタウン原則」上では子ども兵士に含まれながら、判決上は「子ども兵士」と認められず法的救済の及ばない者が出ている。上記で見たように、その大半が女兒であるとみられている。

ルバンガが率いたような武装集団では、女兒は様々な性的暴力を受けている可能性が高

---

p.96-98 に詳しい。) それ以外の条約は基本的に 15 歳未満が基準となっており、これは、国際犯罪法ではジュネーヴ条約以来の 15 歳が基準になっている。なお、地域条約の「子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章」は 18 歳を基準としているが、いずれにせよ、DRC は武力紛争議定書、同憲章共に批准をしていない。

<sup>17</sup> ニルス・メルツァー. p.26-28.

<sup>18</sup> ICC., Trial Chamber I, Public: Judgment pursuant to Article 74 of the Statute.14 March 2012. para. 890-896. なお、本判決では、性的暴力の容疑が起訴状に含まれていないため、これらの証言は証拠として不適切との判断で、審理に採用されていない。

<sup>19</sup> 公判の途中で、被害者の代理人より性的な奴隷を罪状に加えるよう申請があったが、解釈上の理由で却下されている。

ICC, Trial Chamber I, Public Document, Joint Application of the Legal Representatives of the Victims for the Implementation of the Procedure under Regulation 55 of the Regulation of the Court. 22 May 2009.

い。従って国際犯罪法としては「子ども兵士」の範疇に入らなくても、性的暴力関連の条項を活用して訴追を行うことにより、武装集団に属す女兒たちを法的に救済することは理論上可能であると考えられる。それは即ち、国際犯罪法による限定された「子ども兵士」に性的暴力関連の条項を組み合わせることにより、「ケープタウン原則」上の広義の子ども兵士の概念に近づける試みと位置づけられるだろう。

実際に、国際的法廷で子ども兵士問題と武装集団に属す女兒に対する性的暴行を扱っているのは SCSL である。もっとも本項では、その前段としてまず、1990 年代以降の国際法廷、ICTY、ICTR における性的暴力に関する条項及びその適用を踏まえ、SCSL における当該条項及びその適用に着目し、国際犯罪法による子ども兵士問題へのアプローチを見ていきたい。

### (1) ICTY、ICTR

有史以来長いあいだ、戦争におけるレイプは当然の副産物と考えられ、奨励される場合さえあった。現代になり多くの国際条約がレイプを違法と定めても、実際に守られることは少なく、大抵の場合処罰を受けることはなかった<sup>20</sup>。第二次世界大戦後に設置された国際法廷には、ニュルンベルク裁判（国際軍事裁判、*Trial of the Major War Criminals Before the International Military Tribunal*）及び東京裁判（極東軍事裁判、*International Military Tribunal for the Far East*）があるが、戦争下における性的暴力について触れられてはいたものの、主要な争点とならなかった<sup>21</sup>。

性的暴力について、初めて積極的に取り上げた国際法廷は、1990 年代に国連安全保障理事会によって設置された ICTY と ICTR である。両者に共通しているのは、性的暴力があるグループを破壊する目的をもってシステムティックに紛争や虐殺の手段として使われたことである。

ICTR では、レイプや性的暴力を犯罪として明確に認めたが、その例としてアカエス事件（Jean Paul Akayesu）が挙げられる。ルワンダでツチ族及び穏健フツ族の虐殺の嵐が吹き荒れていたさなか、タバ地方（Taba commune）の *bourgmestre*（筆者注：市長に相当）の任についていたアカエスは、多数の殺人、レイプ、傷害、性的暴力等の責任があるとして、ジェノサイド、ジェノサイドの教唆並びに人道に対する犯罪の容疑で起訴された<sup>22</sup>。判決はレイプと性的暴力を含むアカエスの複数の容疑を認め、現状を踏まえレイプ

---

<sup>20</sup> Aydelott, Danise, *Mass Rape during War: Prosecuting Bosnian Rapists under International Law*, *Emory International Law Review*, 1993, Vol.7, 1933. P.585-586

<sup>21</sup> 国際法上の性的暴力の扱いの変遷は、以下に詳しい。

Askin, Kelly D. *Prosecuting Wartime Rape and Other Gender-Related Crimes under International Law: Extraordinary Advances, Enduring Obstacles*. *Berkeley Journal of International Law*, Volume 21, Issue 2. 2003. p.295. p.300-303.

<sup>22</sup> *International Criminal Tribunal for Rwanda, Case no: ICTR-96-4-I, The Prosecutor of the Tribunal against Jean Paul Akayesu, Amended Indictment, 17 June 1997.*



と性的暴力の定義の拡大に貢献した<sup>23</sup>。また、同じく判決文で、レイプと性的暴力について、ICTR は以下のような見解を提示している。

「レイプと性的暴力は、ある特定のグループの全部を或いは一部分を破壊しようという特別な意思をもって行われる限りにおいて、他の行為と同様にジェノサイドを構成する<sup>24</sup>」（筆者訳）

これはレイプや性暴力を他の要素である殺人にも匹敵する深刻な犯罪と認めたこと、特にジェノサイドを構成する要素として数え上げたことで、その重大な犯罪性を強調する画期的な判決であった。

ICTY において特筆すべきは、セレビッチ (Čelebići) 事件である。旧ユーゴスラビアの紛争中、セレビッチ収容所において度重なるレイプが行われ、その収容所の幹部であるデリッチ (Hazim Delić) らが拷問とレイプの罪に問われた。ICTY は情報を聞き出そうとして行われたレイプを拷問と認定し、ジュネーヴ第 4 条約の重大な違反及び国際戦争慣習法違反で有罪とした<sup>25</sup>。即ち、かかる場合レイプが戦争犯罪として認められたことになり、レイプや他の性的暴力が戦争の副産物としてみなされ処罰されなかった長い歴史に一石を投じた。

## (2) SCSL - ブリマ、カマラ、カヌ事件

シエラレオネでは 1991 年以来内戦が続いていたが、1997 年のクーデターを受けて発足した AFRC (Armed Forces Revolutionary Council) は RUF (Revolutionary United Front) と共に同国全土の掌握につとめたものの、根強い反対勢力との戦闘が続いていた。1998 年 12 月以降、ブリマ (Alex Tamba Brima) が司令官として AFRC を掌握し、カマラ (Brima Bazy Kamara) が副司令官、カヌ (Santigie Borbor Kanu) が参謀長をつとめ、2002 年に休戦が実現するまで三人は AFRC の幹部であった<sup>26</sup>。彼らは SCSL において殺人等の他、

---

<sup>23</sup> International Criminal Tribunal for Rwanda, Chamber I, The Prosecutor versus Jean-Paul Akayesu, Judgement. 2 September 1998. para. 685-686, 688, 691.

レイプは、「同意なしの性交渉」だけではなく、「物を挿入したり本来性的とは考えられていない身体の開口部を使用する行為も含まれる」とし、性的暴力は「性的暴力は人間の身体を肉体的に侵害するだけにとどまらず、挿入や肉体的接触を含まない行為も含む」と規定した。（「」内、筆者訳）

<sup>24</sup> Ibid. para.731.

<sup>25</sup> International Tribunal for the Prosecution of Persons Responsible for Serious Violation of International Humanitarian Law Committed in the Territory of the Former Yugoslavia since 1991, Trial Chamber, Prosecutor v. Zjnil Delali, Zdravko Muci also known as “PAVO” Hazim Delic Esad Landzo also known as “ZENGA,” Judgement, 16 November 1998. p. 324-335, 444-445.

<sup>26</sup> Special Court for Sierra Leone, Appeals Chamber, Judgment, 22 Feb 2008. para. 4-18..

子ども兵士関連、レイプや他の性的暴力の容疑で起訴され、有罪となっている。レイプや性的暴力に関して言えば、ICTY、ICTR の流れを受けて人道に対する犯罪として認められているが、ここでは対象が必ずしも子ども兵士の女兒に限定されたわけではない。

検察はシエラレオネ特別法廷規程の第 2 条 g 項の「レイプ、性的な奴隷、強制された売春、強制された妊娠そしてそれ以外の形態の性的暴力」に加えて、同条 i 項の「その他の非人道的行為」を使い、そこで「強制された結婚 (forced marriage)」の容疑でも三人を起訴した。第 1 審では、同条 g 項に含まれる「性的な奴隷 (sexual slavery)」と重複しているとして同容疑は却下された。しかし、上訴審ではこの両者は異なるものであり、「その他の非人道的行為」の要件<sup>27</sup>を満たしているとして一転「強制された結婚」は「その他の非人道的行為」に含まれ、ブリマ、カマラ、カヌの三人はこの罪状においても有罪との判断が下された<sup>28</sup>。

「強制された結婚」はローマ規程を含め未だどこにも明文化されておらず、SCSL が初めて人道に対する犯罪として認めたものである。「性的な奴隷」は、旧ユーゴスラビア等で見られたように、一定期間一定場所に監禁されて性的暴力を振るわれるケースが典型的だが、「強制された結婚」は更に一步踏み込んで、性的な側面だけではなく、「夫」に所有され、生活全体が「夫」に支配され、「妻 (wife 又は bush-wife) <sup>29</sup>」としての義務を課され隷属させられるところから、「性的な奴隷」と共通する部分はあるものの、異なる点も多く、同じ性質のものではないとの見解が示された。特に「子ども兵士」として重要なのは、第 2 条(g)の性的暴力に加え、同(i)の「その他の非人道的行為」に「強制された結婚」を含み、容疑としたことで、よりの確に武装集団に属す女兒たちが置かれた立場を表していると言えるだろう。これは一般的な性的暴力の条項だけでは武装集団に属す女兒たち固有の問題に対し十分な法的救済を与えることが出来ないとも言える。例え「子ども兵士」関連条項による法的救済の対象とならなくても、この 2 項の条文によって武装集団に属す女兒に対する法的救済への道が開けることになる。

SCLC は、規程上の「子ども兵士」と、他の条項にある「性的暴力」「その他の非人道的な行為 (強制された結婚)」を組み合わせることによって、現行の国際犯罪法上可能な最大

---

<sup>27</sup>ibid., para 198..

判決文には「その他の非人道的行為」の要件として、一般の人道に対する犯罪の要件に加えて、以下の 3 点をあげている。(i) 大きな苦しみを与えるか、肉体、又は精神や肉体の健康に深刻な傷害を負わせること。(ii) 同条 a 項から h 項 (筆者注: 殺人、皆殺し、奴隷化、追放、投獄、拷問、性犯罪 (上述)、政治、人種、民族、或いは宗教を理由にした迫害) に十分匹敵する甚大性があること。(iii) 加害者はその行為の甚大性という特徴をその状況が引き起こすことを承知していること。(筆者訳)

<sup>28</sup> ibid. para 197-203

<sup>29</sup> Park, Augustine S.J., 'Other Inhumane Acts': Forced Marriage, Girl Soldiers and the Special Court for Sierra Leone, *Social & Legal Studies* 2006 15: p.327.

限の包摂性をもって「ケープタウン原則」における子ども兵士の定義に近づけ、女兒も含めて法的救済を受けることができるよう範囲を広げたことに意義があると評価できるであろう。

### 3. ICC—ルバンガ事件

ルバンガ事件 (case) は ICC の扱う DRC 事態 (situation) の中の一事件であり、ICC が取り扱う初めての事件となった。ICC 検察官 (Prosecutor) は現地に捜査チームを派遣し、証拠集めを行った。その証拠を基に検察官は 2006 年 1 月にルバンガに対する逮捕状を請求し、それに応じる形で 2006 年 3 月に既に DRC で拘留されていたルバンガが ICC の所在地であるハーグに移送され、ICC 初の裁判が始まった。

罪状は以下の 3 つである。15 歳未満の子ども兵士を強制的に徴用したこと、志願に基づいて編入したこと、そして敵対行為に積極的に参加するために使用したことで、全て戦争犯罪にあたる。(ローマ規程第 8 条戦争犯罪第 8 条(e) (vii) ) 公判中証拠の扱いなどで紆余曲折があり、審理停止・ルバンガ釈放の決定が下されたこともあったが、上訴審も巻き込んで検察は事体の収集をはかり、本年 (2012 年) 3 月に有罪判決が、同 7 月に 14 年禁固の量刑が宣告された。

#### (1) ルバンガ事件に対する検察のアプローチ

ルバンガ事件に対する検察のアプローチは、オカンボ (Luis Moreno-Ocampo) 検察官及びベンソーダ (Fatou Bensouda) 副検察官 (筆者注: 両者とも肩書きは当時) のインタビュー記事などからある程度推測することが出来る。本事件では、現地に捜査チームが派遣され、殺人や性的暴力等の証拠も収集していたが、捜査中のある時点で「子ども兵士」関連罪状のみを訴追する、という検察局としての決定が捜査チームに伝えられた<sup>30</sup>。その理由は「子ども兵士」の案件が十分に強い案件だった為、その案件に絞ることとなったからだということである<sup>31</sup>。そして、検察は選択した事件を早く終わらせることも目標にしていた<sup>32</sup>。即ち、手堅い案件で素早く有罪を勝ち取り、ICC としての成果を挙げることにより、ICC の地位固めをはかったものと考えられる。

いずれにしても、検察官は同事件では何故「子ども兵士」に絞ったのだろうか。国家権力の発動である警察をもたない ICC にとって、逮捕・起訴の元となる証拠を収集する捜査は困難を極めたと、ラヴィーン (Bernard Lavigne) 捜査チームリーダーは証言している。

<sup>30</sup>ICC, Trial Chamber I, Public: Judgment pursuant to Article 74 of the Statute, 14 March 2012. para 146.

<sup>31</sup> Irwin, Rachel. 'Interview with Fatou Bensouda, ICC Deputy Prosecutor.' Thomas Lubanga Trial at the International Criminal Court (ICC.) <http://www.lubangatrial.org/2009/07/31/interview-with-fatou-bensouda-icc-deputy-prosecutor/> (Accessed 13 August 2012)

<sup>32</sup> Dunphy, Hannah, IJC Interviews Luis Moreno-Ocampo, IJCentral, 30 September, 2011. ([http://ijcentral.org/blog/ijc\\_interviews\\_luis\\_moreno\\_ocampo/](http://ijcentral.org/blog/ijc_interviews_luis_moreno_ocampo/))

現地にフィールド・オフィスも設置せず、治安の問題も深刻で、捜査員の士気も低下しがちだったとある<sup>33</sup>。かかる状況下で収集した証拠は、「子ども兵士」以外のものは不十分であると当時検察は判断した可能性がある。特に性的暴力は被害者の保護等敏感な問題も含むため、検察に忌避されたのかもしれない。或いは、複数の罪状で起訴すると審理時間が遅延する可能性を恐れ、早く公判を終えることを優先したのかもしれない。いずれにしろ、検察はルバンガをローマ規程の第8条「戦争犯罪」の第8条2.(b)(xxvi)並びに同(e)(vii)(vii)「子ども兵士」関連の罪状のみで逮捕・起訴することとなった<sup>34</sup>。

## (2) SCSL型アプローチ

他方、上述の SCSL では、国際犯罪法上の「子ども兵士」条項の限界を性的暴力及びその他の人道上の犯罪（強制された結婚）条項と併せ補完することにより、広義の子ども兵士の定義に近く、武装集団に属す女兒も法的に救済される方式を採用した。ローマ規程に移しかえて考えると、第8条(e)(vii)が「子ども兵士」関連条項であり、戦争犯罪に該当する。レイプを含む性的暴力は同条(e)(vi)「強姦、性的な奴隷、強制売春、前条2(f)に定義する強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であって、ジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反を構成するものを行うこと」と規定されている。この条項は、SCSLのブリマ、カマラ、カヌ事件においてシエラレオネ特別法廷規程の類似条項で見たとおり、性的犯罪一般が含まれ、対象者は子ども兵士の女兒に限らず、一般市民など広く性的暴力を受けた者が含まれる。

DRCでも武装集団の中では、女兒は性的暴力を受けるだけではなく、SCSLのブリマ、カマラ、カヌ事件同様、「妻」として司令官や兵士にあてがわれる慣行があり、「強制された結婚」が行われている<sup>35</sup>。これをローマ規程に読み込むとすると、人道に対する犯罪を扱った第7条の1(k)のその他の非人道的行為、即ち「その他の同様の性質を有する非人道的な行為であって、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は重大な傷害を加えるもの」に該当するだろう。従って、ICCの検察官が広義の子ども兵士を対象にし、特に女兒を疎外しないという問題意識があれば、SCSLの例に倣って、この三つの条文を組み合わせるにより、ICCでも一般的な性的搾取にとどまらず、武装集団の女兒に狙いを定めて法的に救済することは可能だったはずである。フルリ (Micaela Frulli) は「強制された結婚」を人道に対する犯罪のサブ・カテゴリーとして確立し、ローマ規程の修正の際に新たな項目として付け加えることを提案している<sup>36</sup>。また、パーク (Augustine S.

<sup>33</sup> ICC, Trial Chamber I, Public: Judgment pursuant to Article 74 of the Statute, 14 March 2012. para 125-168.

<sup>34</sup> 逮捕状請求の時点では、同事件は時期によって国際的性質と国内的性質があると考えられていたが、結果的には国内的性質を有するのみとの判断が下された。

<sup>35</sup> ICC., Trial Chamber I, Public: Judgment pursuant to Article 74 of the Statute. para. 890-896.

<sup>36</sup> Frulli, Micaela, *Advancing International Criminal Law –The Special Court for Sierra Leone Recognizes Forced Marriage as a ‘New’ Crime against Humanity*. *Journal of*

J.Park) は、SCSL が検察側が主張した「強制された結婚」を認めたことは、戦争中の女性や女兒の権利を認め、促進させる国際法廷における重要な潮流であると評価している<sup>37</sup>。

しかし、ルバンガ事件においては、国際犯罪法上の狭義の「子ども兵士」関連条項のみ扱われ、限定された子どもだけが対象となる判決が出ることとなった。

### (3) 「性的暴力軽視」批判に対する検察の対応

ルバンガ事件において、武装集団に属す女兒が法的に救済されないとの批判が多く出ていることは先に述べた。中には、NGO が合同で、オカンポ検察官宛てに性的暴力を含め他の罪状を起訴状に含めるべきだと訴える書簡まである<sup>38</sup>。しかしそれでも検察は自ら「性的暴力」を起訴状に加えることはなかった。

その一方で検察は、ルバンガ事件の判決後、同じ DRC 事態の異なる事件に、レイプと性的な奴隷を罪状とした追加逮捕状を請求した。オカンポ検察官退任直前の 2012 年 5 月のことである。被疑者のボスコ・ンタガンダ (Bosco Ntaganda) はルバンガが首領を務める FPLC 内で同氏の片腕と目され、その後自ら組織した le Congrès National pour la Défense du Peuple (以下、CNDP) という武装集団の首領となった人物である。ICC のプレスリリースによると、「“ルバンガ判決” における発見を考慮に入れて」検察官はこの追加逮捕状を請求したという<sup>39</sup>。もっとも、この罪状には SCSL 型アプローチで取られた方法、即ち「その他の人道に対する犯罪」条項を使って「強制された結婚」を罪状に含み、「子ども兵士」「性的暴力」と併せてなるべく多くの子ども兵士を法的に救済するという方法を踏襲していない。

なお、この事件はンタガンダが逃亡中のため、逮捕状は出ているが審理には全く入っていない。また、近い将来同氏が逮捕できるとの見通しもついていない。

## 4. むすび

性的暴力に関する国連事務総長特別代表のウォルストローム (Margot Wallström) は、DRC を「世界のレイプ首都」と呼んでいる。それほど、周りのアフリカ諸国と比べても、桁が一つ違うほど、DRC には性的暴力が蔓延している<sup>40</sup>。そのような地で、捜査によっても確認されたように現に性的暴力が起こっているにも関わらず、それを不問に付していい

---

International Criminal Justice 6 (2008), p.1041-1042.

<sup>37</sup> Park, p.333.

<sup>38</sup> Avocats Sans Frontières et.al, D.R> Congo: ICC Charges Raise Concern, Joint Letter to the Chief Prosecutor of the International Criminal Court, 31 July 2006.

<sup>39</sup> ICC. “Statement ICC Prosecutor on new applications for warrants of arrest DRC situation.” 14 May 2012.

<sup>40</sup> UN “DR Congo mass rape verdicts send strong signal to perpetrators-UN envoy.” <http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=37580&Cr=sexual> (Access 25 September 2012)

のか、という批判の声が出るのは当然であろう。しかも、ルバンガ事件は ICC の初事件であり、そこで性的暴力を見逃す先例をつくることは、1990 年代以降、積極的に性的犯罪に取り組んできた国際的法廷の系譜からみると、好ましい例とは言えないであろう。

しかし、これらの一般的な影響もさることながら、子ども兵士に的を絞って考えると、現行の国際犯罪法の枠の中で、なるべく多くの子ども兵士を法的に救済することの出来る SCSL が打ち立てた先例を踏襲しないばかりか、ICC はルバンガ事件において性的暴力を全く問わないことによりその潮流を停滞或いは後退すらさせてしまったと言っても過言ではないだろう。特に DRC 内外から広く批判が集まりながら、「性的暴力」を自らのイニシアティブで罪状に加えるのを拒否し続けた検察の責任は重い。SCSL が採用した「強制された結婚」に対する期待は高いが、ンタガンダ事件や他の DRC 事態の事件（筆者注：DRC では武装勢力内における強制された結婚が多い）においても、ICC は SCSL 型のアプローチをとってはいない。

「ケープタウン原則」が近いうちに国際法に取り入れられるとは容易には予想されない以上、「強制された結婚」を人道に対する犯罪の一類型として確立していき、現行の国際犯罪法の条項を組み合わせる形で、子ども兵士問題に取り組んでいくのが最適な方法なのではないだろうか。それが子ども兵士を扱う際の ICC の責務ではないだろうか。今後本分野での ICC の積極的な役割に期待をしたい。

表1 国際法における、子ども兵士関連条約

	採択年 (発効年)	対象	主たる 該当条文	条文	備考
ジュネーブ条約 [第一追加議定書]	1977(1978)	紛争当事 者(国)	77条2項	紛争当事者は、15歳未満の児童が敵対行為に直接参加しないようすべての実行可能な措置をとるものとし、特に、これらの児童を自国の軍隊に採用することを差し控える。紛争当事者は、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先するように努める。	
ジュネーブ条約 [第二追加議定書]	1977(1978)	国及び武 装集団	4条3項 (c)	15歳未満の児童については、軍隊又は武装した集団に採用してはならず、また、敵対行為に参加することを許してはならない。	
児童の権利条約 [本体]	1989(1990)	国	38条2 項、3項	2項・締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。 3項・締約国は、15歳未満の者が自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努め	第一追加議定書 77条と同様
子どもの権利と福祉に関 するアフリカ憲章	1990(11/1999)	国	22条2項	本憲章の締約国は、すべての児童(18歳未満、筆者注)が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての必要な措置をとり、特にすべての子どもを軍隊に採用することを差し控える。(筆者訳)	地域条約:i域内 批准国限定
国際刑事裁判所規程 (ローマ規程)	1998(7/2002)	国及び武 装集団	8条2項 b(xxvi) 、同 e(vii)	8条2項.この規定の適用上、「戦争犯罪」とは、次の行為をいう。 2項b(xxvi).15歳未満の児童を自国の軍隊に強制的徴収し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。 2項e(vii).15歳未満の児童を軍隊若しくは武装集団に強制的徴収し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。	「戦争犯罪」と 規定
最悪の形態の児童労働条 約 (ILO第182号条約)	1999(11/2000)	国	1条、3条 (a)、 3条1項、 7条	1条.この条約を批准する加盟国は、緊急に処理を要する事項として、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するため即時のかつ効果的な措置をとる。 3条.この条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。 (a) 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働(武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む。)等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行 1 加盟国は、この条約を実施するための規定の効果的な実施を確保するため、すべての必要な措置(刑罰又は適当な場合には他の制裁を定め及び適用することを含む。)をとる。	
児童の権利条約 [武力紛争議定書]	2000(2/2002)	国と武装 集団	1条、2条 3条1項 4条1項	1条・締約国は、18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。 2条・締約国は、18歳未満のものを自国の軍隊に強制的に徴収しないことを確保する。 3条1項・締約国は、児童の権利に関する条約第38条に定める原則を考慮し及び同条約に基づき18歳未満の者は特別な保護を受ける権利をゆうすることを認識して、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を同条3に定める年齢より年対で 引き上げる。 4条1項・国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、18歳未満の者を採用または敵対行為に使用すべきでない。	
シエラレオネ特別裁判所 規程	16/1/2002	国及び武 装集団	4条(c)	15歳未満の児童を軍隊若しくは武装集団に強制的徴収し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。	ICC規程8条 e(vii)と同様

参考：子ども兵士問題と国際人道法の限界 小沼史彦

《判例研究》「子ども兵士に関する戦争犯罪-ノーマン事件管轄権判決(シエラレオネ特別裁判所)」稲角光恵

紛争後のアフリカ社会における国際的な刑事裁判所の役割と課題 第7章 『アフリカにおける紛争後の課題』調査研究報告書 アジア経済研究所 p.255

望月 康恵 武内進一編2007年

凡例：イタリック-地域条約、網掛け-国際刑事裁判所規程

## 参考文献

- Askin, Kelly D. Prosecuting Wartime Rape and Other Gender-Related Crimes under International Law: Extraordinary Advances, Enduring Obstacles. Berkeley Journal of International Law, Volume 21, Issue 2. 2003.
- Avocats Sans Frontiers et.al, D.R> Congo: ICC Charges Raise Concern, Joint Letter to the Chief Prosecutor of the International Criminal Court, 31 July 2006.
- Aydelott, Danise, Mass Rape during War: Prosecuting Bosnian Rapists under International Law, Emory International Law Review, 1993, Vol.7, 1933.
- Barterls, Susan. Scott, Jennifer. Leaning, Jennifer. Mukwege Denis, Lipton, Robert. VanRooyen Michael. "Surviving Sexual Violence in Eastern Democratic Republic of Congo." Journal of International Women's Studies Vol.11 #4 May 2010.
- Dunphy, Hannah, IJC Interviews Luis Moreno-Ocampo, IJCentral, 30 September, 2011. ([http://ijcentral.org/blog/ijc\\_interviews\\_luis\\_moreno\\_ocampo/](http://ijcentral.org/blog/ijc_interviews_luis_moreno_ocampo/))
- Frulli, Micaela, Advancing International Criminal Law –The Special Court for Sierra Leone Recognizes Forced Marriage as a 'New' Crime against Humanity. Journal of International Criminal Justice 6 (2008).
- Gilbertson, Jordan A. Little Girls Lost: Can the International Community Protect Girl Soldiers? University of LA Verne Law Review Vol.29, 2008.
- Happold, Matthew. 'Child Recruitment as Crime under the Rome Statute of the International Criminal Court.' Social Science Research Network. [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=979916](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=979916) (Accessed 3 September 2012).
- ICC. "Statement ICC Prosecutor on new applications for warrants of arrest DRC situation." 14 May 2012.
- ICC. Trial Chamber I, Public Document: Submission of the Observation of the Special Representative of the Secretary General of the United Nations for Children and Armed Conflict pursuant to Rule 103 of the Rules of Procedure and Evidence. Annex A, 18 March 2008.
- ICC. Trial Chamber I, Public Document: Joint Application of the Legal Representatives of the Victims for the Implementation of the Procedure under Regulation 55 of the Regulations of Court, 22 May 2009.
- ICC. Trial Chamber I, Public: Decision Establishing the Principles and Procedures to be Applied to Reparations. 7 August 2012.
- ICC. Trial Chamber I, Public: Judgment pursuant to Article 74 of the Statute. 14 March 2012.
- International Criminal Tribunal for Rwanda, Case no: ICTR-96-4-I, The Prosecutor of the Tribunal against Jean Paul Akayesu, Amended Indictment, 17 June 1997.
- International Criminal Tribunal for Rwanda, Chamber I, The Prosecutor versus Jean-Paul Akayesu, Judgement. 2 September 1998.
- International Tribunal for the Prosecution of Persons Responsible for Serious Violation of International Humanitarian Law Committed in the Territory of the Former Yugoslavia since 1991, Trial Chamber, Prosecutor v. Zjnil Delali, Zdravko Muci also known as "PAVO" Hazim Delic Esad Landzo also known as "ZENGA," Judgement, 16 November 1998.
- Irwin, Rachel. 'Interview with Fatou Bensouda, ICC Deputy Prosecutor.' Thomas Lubanga Trial at the International Criminal Court(ICC.) <http://www.lubangatrial.org/2009/07/31/interview-with-fatou-bensouda-icc-deputy-procecuter/> (Accessed 13 August 2012).
- Kamble, Pascal "The ICC and Lubanga: Missed Opportunity" Possible Futures March 16 2012,



<http://www.possible-futures.org/2012/03/16/african-futures-icc-missed-opportunities/> (accessed on 2012/ May /30).

Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict.

Park, Augustine S.J., 'Other Inhumane Acts': Forced Marriage, Girl Soldiers and the Special Court for Sierra Leone, *Social & Legal Studies* 2006 15.

Rosen, David.M Who is a Child? The Legal Conundrum of Child Soldiers. *Connecticut Journal of International Law*.

S áCout, Susana and Cleary, Katherine. The Importance of Effective Investigation of Sexual Violence and Gender-Based Crimes at the International Criminal Court. *Journal of Gender, Social Policy & the Law*. Volume 17, Issue 2. 2009.

Special Court for Sierra Leone, Appeals Chamber, Decision on Preliminary Motion based on Lack of Jurisdiction (Child Recruitment) 31 May 2004.

Special Court for Sierra Leone, Appeals Chamber, Judgment, 22 Feb 2008.

Smith, K'Shaani O. Prosecutor v. Lubanga: How the International Criminal Court Failed the Women and Girls of the Congo. *Howard University School of Law*. Winter, 2011.

UN News Centre "Newsmakers: ICC Prosecutor Luis Moreno-Ocampo." 5 June 2009. <http://www.un.org/apps/news/newsmakers.asp?NewsID=13> (Accessed 12 July 2012).

UNICEF, Cape Town Principles and Best Practices-Adopted at the Symposium on the Prevention of Recruitment of Children into the Armed Forces and on Demobilization and Social Reintegration of Child Soldiers in Africa. 30 April 1997.

United Nations, "DR Congo mass rape verdicts send strong signal to perpetrators-UN envoy." <http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=37580&Cr=sexual> (Accessed 25 September 2012).

United Nations. A/CONF/183/2/Add.1, United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court. 14 April 1998.

稲角光恵, 「子ども兵士に関する戦争犯罪ーノーマン事件管轄権判決 (シエラレオネ特別裁判所)」 *金沢法学*, 48(1): A77-A107. 30 November 2005.

ニルス・メルツァー (訳: 黒崎将広) 『国際人道法上の敵対行為への直接参加の概念に関する解釈指針』 赤十字国際委員会駐日事務所 2012年.

東澤靖 『国際刑事裁判所 法と実務』 明石書店 2007年

ユニセフ, 「子どもたちを戦争の道具にさせない!」、ライブラリー.

[http://www.unicef.or.jp/library/pres\\_bn2007/pres\\_07\\_10.html](http://www.unicef.or.jp/library/pres_bn2007/pres_07_10.html) (Accessed 18 October 2012)